

<p>二百八十一～二百八十四 略</p>	<p>二百八十五 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百八十六 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百八十七 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百八十八 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百八十九 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百九十 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百九十一 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百九十二 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百九十三 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百九十四 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百九十五 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百九十六 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百九十七 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百九十八 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>二百九十九 通訳案内士登録申請手数料</p>	<p>三百 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百一 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百二 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百三 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百四 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百五 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百六 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百七 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百八 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百九 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百十 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百十一 家畜伝染病予防法</p>
<p>二百八十一～二百八十四 略</p>	<p>二百八十五 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百八十六 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百八十七 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百八十八 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百八十九 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百九十 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百九十一 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百九十二 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百九十三 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百九十四 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百九十五 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百九十六 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百九十七 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百九十八 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>二百九十九 通訳案内業の免許申請手数料</p>	<p>三百 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百一 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百二 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百三 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百四 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百五 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百六 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百七 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百八 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百九 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百十 家畜伝染病予防法</p>	<p>三百十一 家畜伝染病予防法</p>
<p>三百十五～三百十九 略</p>	<p>三百二十 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十一 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十二 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十三 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十四 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十五 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十六 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十七 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十八 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十九 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十一 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十二 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十三 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十四 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十五 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十六 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十七 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十八 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十九 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十一 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十二 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十三 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十四 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十五 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十六 家畜の検査手数料</p>
<p>三百十五～三百十九 略</p>	<p>三百二十 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十一 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十二 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十三 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十四 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十五 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十六 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十七 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十八 家畜の検査手数料</p>	<p>三百二十九 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十一 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十二 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十三 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十四 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十五 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十六 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十七 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十八 家畜の検査手数料</p>	<p>三百三十九 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十一 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十二 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十三 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十四 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十五 家畜の検査手数料</p>	<p>三百四十六 家畜の検査手数料</p>

佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

<p>別表第二(第二条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>手数料</th> <th>指定試験機関等</th> </tr> <tr> <td>一〜六 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>六の二 別表第一第九十五号の四に掲げる手数料</td> <td>介護保険法第百十五条の三十第一項に規定する指定調査機関</td> </tr> <tr> <td>六の三 別表第一第九十五号の五に掲げる手数料</td> <td>介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する指定情報公表センター</td> </tr> <tr> <td>七〜十七 略</td> <td></td> </tr> </table>	手数料	指定試験機関等	一〜六 略		六の二 別表第一第九十五号の四に掲げる手数料	介護保険法第百十五条の三十第一項に規定する指定調査機関	六の三 別表第一第九十五号の五に掲げる手数料	介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する指定情報公表センター	七〜十七 略		<table border="1"> <tr> <td>三百二十三 略</td> <td></td> <td>口 家畜の血 清注射一 頭一回につ き千円</td> </tr> <tr> <td>三百二十四</td> <td>みつばちみつばち一群につき六 みつばち等の検査等検査手 (みつばちを受けよ 組を各)うとする その死体又 者 はみつばち についての 腐蛆病の病 原体をひろ げらるおそれ がある物品 (果箱、果 脾、繭箱 果枠、みつ るう及びは ちみつをい う。)をい う。以下こ の号におい て同じ。)</td> <td>検査を 受けよ うとす るとき</td> </tr> <tr> <td>三百二十五〜四百九十四 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	三百二十三 略		口 家畜の血 清注射一 頭一回につ き千円	三百二十四	みつばちみつばち一群につき六 みつばち等の検査等検査手 (みつばちを受けよ 組を各)うとする その死体又 者 はみつばち についての 腐蛆病の病 原体をひろ げらるおそれ がある物品 (果箱、果 脾、繭箱 果枠、みつ るう及びは ちみつをい う。)をい う。以下こ の号におい て同じ。)	検査を 受けよ うとす るとき	三百二十五〜四百九十四 略		
手数料	指定試験機関等																			
一〜六 略																				
六の二 別表第一第九十五号の四に掲げる手数料	介護保険法第百十五条の三十第一項に規定する指定調査機関																			
六の三 別表第一第九十五号の五に掲げる手数料	介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する指定情報公表センター																			
七〜十七 略																				
三百二十三 略		口 家畜の血 清注射一 頭一回につ き千円																		
三百二十四	みつばちみつばち一群につき六 みつばち等の検査等検査手 (みつばちを受けよ 組を各)うとする その死体又 者 はみつばち についての 腐蛆病の病 原体をひろ げらるおそれ がある物品 (果箱、果 脾、繭箱 果枠、みつ るう及びは ちみつをい う。)をい う。以下こ の号におい て同じ。)	検査を 受けよ うとす るとき																		
三百二十五〜四百九十四 略																				
<p>別表第二(第二条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>手数料</th> <th>指定試験機関等</th> </tr> <tr> <td>一〜六 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>七〜十七 略</td> <td></td> </tr> </table>	手数料	指定試験機関等	一〜六 略		七〜十七 略		<table border="1"> <tr> <td>三百二十三 略</td> <td></td> <td>口 家畜の血 清注射一 頭一回につ き千円</td> </tr> <tr> <td>三百二十四</td> <td>みつばちみつばち一群につき七 みつばち等の検査等検査手 (みつばちを受けよ 組を各)うとする その死体又 者 はみつばち についての 腐蛆病の病 原体をひろ げらるおそれ がある物品 (果箱、果 脾、繭箱 果枠、みつ るう及びは ちみつをい う。)をい う。以下こ の号におい て同じ。)</td> <td>検査を 受けよ うとす るとき</td> </tr> <tr> <td>三百二十五〜四百九十四 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	三百二十三 略		口 家畜の血 清注射一 頭一回につ き千円	三百二十四	みつばちみつばち一群につき七 みつばち等の検査等検査手 (みつばちを受けよ 組を各)うとする その死体又 者 はみつばち についての 腐蛆病の病 原体をひろ げらるおそれ がある物品 (果箱、果 脾、繭箱 果枠、みつ るう及びは ちみつをい う。)をい う。以下こ の号におい て同じ。)	検査を 受けよ うとす るとき	三百二十五〜四百九十四 略						
手数料	指定試験機関等																			
一〜六 略																				
七〜十七 略																				
三百二十三 略		口 家畜の血 清注射一 頭一回につ き千円																		
三百二十四	みつばちみつばち一群につき七 みつばち等の検査等検査手 (みつばちを受けよ 組を各)うとする その死体又 者 はみつばち についての 腐蛆病の病 原体をひろ げらるおそれ がある物品 (果箱、果 脾、繭箱 果枠、みつ るう及びは ちみつをい う。)をい う。以下こ の号におい て同じ。)	検査を 受けよ うとす るとき																		
三百二十五〜四百九十四 略																				

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十二号

佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

佐賀県行政財産使用料条例(昭和三十九年佐賀県条例第三十三号)の一部を

次のように改正する。

別表の土地のその他の項中「額」の次を「。ただし、広告物を掲出する
 場合にあつては、当該額に広告料を勘察して知事が別に定める額を加えた額」
 を加え、同表の建物のその他の項中「額」の次を「。ただし、広告物を掲
 出する場合にあつては、当該合計額に広告料を勘察して知事が別に定める額を
 加えた額」を加え、同表の注に次のように加える。

- 7 空間を利用して広告物を掲出する場合における本表の適用については、
 同表中「面積」とあるのは、「広告物の表示面の面積」とする。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(案)に係る新旧対照表

改 正 後					改 正 前				
別表					別表				
種類	区分 名称・構造等	面積	単位 期間	使用料	種類	区分 名称・構造等	面積	単位 期間	使用料
土地	略				土地	略			
	その他	1平方メートル	1月	土地の時価に1,000分の3を乗じて得た額(土地の使用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものにあつては、その額に1.05を乗じて得た額)。ただし、広告物を掲出する場合にあつては、当該額に広告料を勘案して知事が別に定める額を加えた額		その他	1平方メートル	1月	土地の時価に1,000分の3を乗じて得た額(土地の使用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものにあつては、その額に1.05を乗じて得た額)
建物	略				建物	略			
	その他	1平方メートル	1月	建物の時価に1,000分の5を乗じて得た額とその敷地の時価に1,000分の3を乗じて得た額との合計額(建物の使用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものにあつては、その額に1.05を乗じて得た額)。ただし、広告物を掲出する場合にあつては、当該合計額に広告料を勘案して知事が別に定める額を加えた額		その他	1平方メートル	1月	建物の時価に1,000分の5を乗じて得た額とその敷地の時価に1,000分の3を乗じて得た額との合計額(建物の使用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものにあつては、その額に1.05を乗じて得た額)
略					略				
(注) 1～6 略 7 空間を利用して広告物を掲出する場合における本表の適用については、同表中「面積」とあるのは、「広告物の表示面の面積」とする。					(注) 1～6 略				

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年三月二十三日
佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十三号
佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
佐賀県警察の組織に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。
第三条中第二十号を第二十一号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。
九 個人情報保護の保護に関すること。
別表を次のように改める。

別表(第八条関係)

名称	位置	管轄区域
佐賀県佐賀警察署	佐賀市高木瀬町	佐賀市(諸富町を除く。) 東与賀町 久保田町
佐賀県諸富警察署	佐賀市諸富町	佐賀市(諸富町に限る。) 川副町
佐賀県神埼警察署	神崎市神埼町	神崎市 吉野ヶ里町
佐賀県鳥栖警察署	鳥栖市元町	鳥栖市 基山町 上峰町 みやき町
佐賀県小城警察署	小城市三日月町	多久市 小城市
佐賀県唐津警察署	唐津市二夕子三丁目	唐津市 玄海町
佐賀県伊万里警察署	伊万里市二里町	伊万里市 有田町

佐賀県武雄警察署	武雄市武雄町	武雄市
佐賀県白石警察署	杵島郡白石町	大町町 江北町 白石町
佐賀県鹿島警察署	鹿島市大字中村	鹿島市 嬉野市 太良町

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(佐賀県警察署協議会条例の一部改正)

2 佐賀県警察署協議会条例(平成十三年佐賀県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年佐賀県条例第十三号)の施行の日の前日において佐賀県小城市警察署、佐賀県多久警察署、佐賀県伊万里警察署、佐賀県有田警察署、佐賀県武雄警察署、佐賀県大町警察署、佐賀県白石警察署、佐賀県鹿島警察署及び佐賀県嬉野警察署に係る協議会の委員である者の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

参考資料

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
(警務部の所掌事務) 第三条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 一 八 略	(警務部の所掌事務) 第三条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 一 八 略
九 個人情報の保護に関すること。 十 二十一 略	九 二十 略

別表(第八条関係)

名称	位置	管轄区域
佐賀県佐賀警察署	佐賀市高木瀬除く)東与賀町久保田町	佐賀市(諸富町を除く)東与賀町久保田町
佐賀県諸富警察署	佐賀市諸富	佐賀市(諸富町に限る)川副町
佐賀県神埼警察署	神埼市神埼	神埼市 吉野ヶ里町
佐賀県鳥栖警察署	鳥栖市元町	鳥栖市 基山町 上峰町 みやき町
佐賀県小城警察署	小城市三日月町	多久市 小城市
佐賀県唐津警察署	唐津市二夕子三丁目	唐津市 玄海町
佐賀県伊万里警察署	伊万里市二里町	伊万里市 有田町
佐賀県武雄警察署	武雄市武雄	武雄市
佐賀県白石警察署	杵島郡白石町	大町町 江北町
佐賀県鹿島警察署	鹿島市大字中村	鹿島市 嬉野市 太良町

別表(第八条関係)

名称	位置	管轄区域
佐賀県佐賀警察署	佐賀市高木瀬	佐賀市(諸富町を除く)及び佐賀のうち東与賀町、久保田町
佐賀県諸富警察署	佐賀市諸富	佐賀市のうち佐賀のうち川副町
佐賀県神埼警察署	神埼市神埼	神埼市及び神埼郡吉野ヶ里町
佐賀県鳥栖警察署	鳥栖市元町	鳥栖市及び三養基郡一円
佐賀県小城警察署	小城市三日月	小城市一円
佐賀県唐津警察署	唐津市北多久	多久市一円
佐賀県伊万里警察署	伊万里市二里	伊万里市一円
佐賀県武雄警察署	武雄市武雄	西松浦郡有田町
佐賀県白石警察署	杵島郡大町町	武雄市(北方町を除く)
佐賀県鹿島警察署	杵島郡白石町	武雄市のうち北方町及び杵島郡のうち大町町
佐賀県嬉野警察署	嬉野市嬉野	佐賀県(塩田町を除く)

附則第二項(佐賀県警察署協議会条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
附則 1 3 略	附則 1 3 略
4 佐賀県警察の組織に関する条例の一	

部を改正する条例（平成十八年佐賀県条例第十三号）の施行の日の前日において佐賀県小城警察署、佐賀県多久警察署、佐賀県伊万里警察署、佐賀県有田警察署、佐賀県武雄警察署、佐賀県大町警察署、佐賀県白石警察署、佐賀県鹿島警察署及び佐賀県嬉野警察署に係る協議会の委員である者の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年佐賀県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。
 第十一条中「第二十二条第四号」を「第二十二条第五号」に改める。
 第二十二条を第二十四条とし、第十六条から第二十一条までを二条ずつ繰り下げ、第十五条の次に次の二条を加える。

（受付所営業の禁止区域等）

第十六条 法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第一項に規定するその敷地の周囲二百メートルの区域内において受付所営業を営んではならない施設は、第十二条第一項各号に掲げる施設とする。

2 法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第二項に規定する受付所営業を営んではならない地域は、県内全地域とする。
 （受付所営業の営業時間の制限）
 第十七条 受付所営業を営む者は、深夜においてその営業を営んではならない。別表第四中「第二十条関係」を「第二十二条関係」に改める。
 別表第六中「第二十二条関係」を「第二十四条関係」に改め、同表に次のように加える。

<p>十五 法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第四項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第二項又は第三十一条の十七第一項の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>	<p>(一) 法第二条第六項各号（第二号を除く。）又は第九項の営業を営もうとする場合 (二) 法第二条第七項、第八項又は第十項の営業を営もうとする場合 (三) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成十七年法律第百十九号）附則第三条第二項の規定により法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第二項又は第三十一条の十七第一項の届出書を提出したものとみなされる営業を営んでいる場合</p>	<p>一万九百円 三千四百円 三千四百円</p>
<p>十六 法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第四項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の</p>		<p>千五百円</p>

<p>改正後</p> <p>第十條 法第二條第一項第七號の營業（以下</p>	<p>改正前</p> <p>第十條 法第二條第一項第七號の營業（以下</p>	<p>十七 法第二十七條第四項（法第三十一條の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一條の二第四項（法第三十一條の七第二項及び第三十一條の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があつた旨を記載した書面の再交付を受けようとする者</p>	<p>十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第二十七條第二項（法第三十一條の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一條の二第二項（法第三十一條の七第二項及び第三十一條の十七第二項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>		
		<p>千二百円</p>			

附 則

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

参考資料

風俗營業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

<p>改正後</p> <p>第十七條 受付所營業を営む者は、深夜においてその營業を営んではならない。</p>	<p>改正前</p> <p>第十七條 受付所營業を営む者は、深夜においてその營業を営んではならない。</p>	<p>（受付所營業の禁止区域等） 第十六條 法第三十一條の三第二項の規定により適用する法第二十八條第一項に規定するその敷地の周囲二百メートルの区域内において受付所營業を営んではならない施設は、第十二條第一項各号に掲げる施設とする。 2 法第三十一條の三第二項の規定により適用する法第二十八條第二項に規定する受付所營業を営んではならない地域は、県内全地域とする。</p>	<p>（八号營業に係る營業所への年少者の立入制限） 第十一條 法第二十二條第五号に規定する八号營業を営む者が營業所に客として立ち入らせてはならない年少者に係る十八歳以下の年齢は十六歳とし、同号に規定する午後十時前の時は午後六時とする。</p>	<p>「七号營業」という。）及び同項第八号の營業（以下「八号營業」という。）を営む風俗營業者は、前條の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 一・二 略 三 營業所（まあじやん屋及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二條第一項の規定による飲食店營業の許可に係る施設において営む八号營業の營業所を除く。）で客に飲酒させないこと。</p>	<p>「七号營業」という。）及び同項第八号の營業（以下「八号營業」という。）を営む風俗營業者は、前條の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 一・二 略 三 營業所（まあじやん屋及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十一條第一項の規定による飲食店營業の許可に係る施設において営む八号營業の營業所を除く。）で客に飲酒させないこと。</p>
--	--	--	--	--	--